

どうする?ふたか
どうする!松長

神奈川県議会議員

松長やすゆき

県政報告

第11号



愛犬「ラッキー」

農地を守るより、農家を守れ!

農地利用に現実的・柔軟な対応を

「農業収入だけではとても生活できない」しかし、「農地を使つて農外収入を得ようとしても、転用規制が厳しくてどうにもならない」。そんな声が年々大きくなる中、荒廃農地は増え、後継者がいる農家は四割にまで減少しているといわれています。この現状をどう考えどう対応するか、県当局に見解を質しました。

※ 議会（環境農政常任委員会）での質疑応答は多岐細部にわたるため、論点を絞り要旨・内容を損なわないよう配慮して、平易・簡潔に構成整理しました。

農振農用地とは

松長 まず、農振農用地とはどういうものかお尋ねします。

農政課長 「農業振興地域の整備に関する法律」いわゆる農振法は、自然的・経済的・社会的など諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、農業の健全な発展を図ること等を目的として、昭和四四年七月に交付され九月から施行されたものであります。これにより指定された地域が農業振興地域であり、その地域内にあって、農業上の利用を確保すべき土地として、概ね一〇年先を見据えて指定されているのが、農振農

用地であります。これは、市町村が定める公的な計画である「農業振興地域整備計画」で位置づけられています。

松長 都市の農家の農地は狭く、農業だけで生活を成り立たせるのはきわめて困難です。そこで、農振農用地を利用して農外収入を得たいという要望は強いのですが、何とかならないものでしょうか。

農政課長 原則として、農振農用地に建物や建てる駐車場を作ったり、他の用途に供することはできません。しかし、ま

たく転用できないということではありません。市町村が都市化を図る必要性などから



農振農用地を除外し、農地転用して活用するというのであれば、県は市町村の意向を確認して協議し、妥当と認めれば同意ということであります。

農地転用の許可条件

松長 県と市町村の協議のうえでの同意ということですが、農振農用地の指定を外して転用を認めてもらうためには、どのような条件が必要なのでしょう。



農政課長 個々の具体的ケースに応じて検討されることとなりますが、市町村にとって当該農地の転用について、①必要性や緊急性が高い、②当該農地以外に代替すべき土地がない、③農地の集団性、効率的な土地利用に支障がない、といった場合に転用が認められるということであり、ただし、農地法による農地転用許可など他法令の調整は別にございます。

松長 とにかく、地元の農家の現状を見ますと、農業以外のところに収入源を見出さ

ないと生活の維持は難しく、このままでは後継者の減少が懸念されます。実態はどうなっておりますか。

農政課長 「二〇二〇農林業センサス」によれば、①五年以内に農業を引き継ぐ後継者がいる、②五年以内に農業経営を引き継ぐことはない、と回答した農家は、一万二、四〇二経営体のうち四、〇六五経営体で、農業継続できる農家は四割弱となっております。

松長 農業の将来が憂われる数字ですね。今後、農業の継続を図るために、県としてどのような対策をお考えですか。

農政課長 農外収入を増やす手立ては、いろいろ考えられます。藤沢市では、平成三〇年に国家戦略特区を活用して、通常は認められていない「農家レストラン」を開業させました。その後、令和二年に農振法が改正され、農家レストランは農業用施設的位置づけがなされ、農振法上設置できるようになりました。

このように、市町村が「地域振興上または農業振興上必要性が高い施設である」と整理できれば、たとえば「道の駅」なども、農振農用地内であっても設置が可能というわけです。

松長 とにかく、このままでは農振農用地を持つ農家は後継者が減少し、農地は荒廃の一途を辿るという状況にあります。「農家消えて農地あり」ということにならないよう、柔軟で現実的な配慮・運用をお願いいたします。

皆さまの意見お待ちしております。

お気軽にご返信 ↓ 藤沢市辻堂3-6-3

044-26699

FAX 044-88000

メール

taislin@opal.dti.ne.jp



1 セルフメディケーションの推進に

薬局・薬剤師の活用を

コロナは5類になりましたが、夏になりまだ感染の危険は残っています。今までも免疫機能の強化のために、日常生活における適度な運動、健康的な食事や適切な睡眠をとることの重要性を訴えてきましたが、今回は未病改善を推進するために、県のセルフメディケーションへの取り組みについて質問しました。

松長 最近、税制や医療費削減の観点から、「セルフメディケーション」という言葉が聞かれます。WHOの定義によれば、「自分の健康に責任を持ち、軽度の身体の不調は自分で手当てすること」ということのように

です。日常的に運動・食事・睡眠など健康管理に気をつけて、自分の健康は自分で守ろうということです。

それに加えて、薬局・薬剤師の活用ということがあります。日頃から「かかりつけ薬局」を持ち、少し体調がおかしくなったら相談に乗ってもらい、適切な薬使用などのアドバイスを受けるといったことです。

国は平成二八年にセルフメディケーション

の普及・定着を推進するために「健康サポーター薬局」の届け出制度を発足させていますし、これに先立って神奈川県薬剤師会では平成二七年度から「くすり健康相談薬局」の認定制度をスタートさせています。

しかし、残念ながらこれらことは一般に十分認知されていないようです。薬局・薬剤師に気軽に相談できる環境づくりをどう進めるか、知事の見解をお聞かせください。

知事 地域の薬局・薬剤師は、薬剤を提供するだけでなく、服薬や健康づくりの相談にも応じる等、県民のセルフメディケーション推進の上で重要な役割を担っています。



年間を通じてマリンスポーツを楽しむ人で賑う片瀬西浜・鶴沼海水浴場。バリアフリー化を推進したい。



2 海水浴場のバリアフリー化を

松長 SDGsの推進に寄与する国際環境

認証のブルーフラッグを取得しているビーチは、県内では鎌倉由比ガ浜海岸・片瀬西浜海岸・逗子海岸の三か所であり、これらの海岸では家族連れなどが安心して楽しめる場所として注目されています。

そこで、これらの

。「健康サポーター薬局」は、全国で三、〇七七か所、県内では二〇〇か所となっていて、薬剤師会の認定する「くすり健康相談薬局」は二六〇か所となっています。これらの存在については、県のホームページに掲載するなど周知に努めているのです。

が、国の調査によれば、健康サポーター薬局の認知度は八%と低く、認知度の向上が課題となっております。そこで、県としてはホームページに掲載したり、毎年一〇月の「薬と健康相談薬局」の期間において薬剤師会と連携して、PRしてまいります。

ビーチでは、身体障がい者の方々でも自由なく遊べるようバリアフリー化を図っていただきたいが、いかがですか。

知事 海岸のバリアフリー化への取り組みは推進しております。既に鎌倉由比ガ浜海岸の護岸上の歩道から砂浜まで車椅子で円滑に移動できるよう勾配の緩やかなスロープを設置し、車いす利用者やベビーカー利用者などに活用していただいております。県としては、今後とも湘南地域をはじめ各地の自治体や民間団体などの取組みと連携して、バリアフリー化を推進してまいります。

ポスター掲示のご協力をお願いしております。ご協力いただける方はご連絡ください。



皆さまの意見お待ちしております。お気軽にご質問ください。藤沢市辻堂3-6-3 ☎042669-3412 FAX042669-3418 メール taishin@opal.dti.ne.jp

